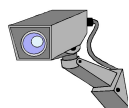
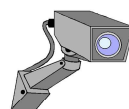


防犯カメラ購入・設置費用を補助します！！



街頭防犯カメラ設置補助金事業



鳥取県警察では、地域の防犯力を高め、犯罪抑止を図るため、地域住民により構成される商店街組合、自治会等の自治組織などを対象に、防犯カメラ設置費用を補助します。(申請多数の場合は選考により決定)

申請期間

令和8年9月1日(火)午前8時30分から令和8年10月30日(金)午後5時15分(必着)
鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課宛に郵送又は持参

補助対象者

鳥取県内において地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体(商店街組合、自治会、町内会等)

補助対象事業

- 鳥取県に設置されるもの
- 鳥取県内において新たに防犯カメラ(録画機能があるものに限る。)を設置する事業であること
- 個別の犯罪抑止ではなく、地域全体の犯罪抑止、子どもや女性等の安全を守る目的で設置されるもの
- 特定の場所に継続的に設置する防犯カメラであり、撮影された画像のうち、道路、公園等の不特定多数の者が利用する場所の画像の面積が概ね2分の1以上を占めるものであること
- 他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

補助対象経費

- 防犯カメラの購入及び設置費用
- 防犯カメラの設置を示すプレートの購入及び設置費用
- ※ 維持管理費や地代、占用料等の運営に要する費用を除く

補助率等

- 重点区域(鳥取市、倉吉市、米子市、境港市に設定)
 - 10分の10(1台につき上限25万円)
 - 自治組織ごとの上限100万円
- 重点区域以外
 - 4分の3以内(1台につき上限25万円)
 - 自治組織ごとの上限75万円

詳しくは県警ホームページで、要綱、ガイドライン、Q&Aを確認してください。



鳥取県警察本部生活安全企画課
☎0857-23-0110(代表)



補助金申請から交付までの流れ

申請者

鳥取県警察本部
(生活安全企画課)

申請期間

令和8年9月1日午前8時30分から令和8年10月30日午後5時15分までの間(必着)

補助金交付申請書の作成

【添付書類】

- ・ 見積書
- ・ カメラ設置場所の見取図
- ・ カメラ設置場所の写真
など

郵送、持参

申請受理

- ・ 書面審査
- ・ 現地調査

現地調査では、代表者の立会いをお願いします。

11月20日までに決定

補助金交付決定

申請が多ければ、選考により、補助金交付を決定します。

交付決定通知書受理

交付決定通知

防犯カメラ設置工事に着手

防犯カメラ設置工事完了

完了報告

確認検査の実施

警察職員による事業完了の確認検査を行います。
代表者と設置業者の立会いをお願いします。

実績報告書の作成

【添付書類】

- ・ 領収書
- ・ 設置後の写真
など

検査後20日以内
又は令和9年2月末
(いずれか早い日)

提出

実績報告書の受理

補助金の受取

決定通知

補助金交付額の決定 補助金の支払手続

補助金交付には令和8年度末までに事業を完了することが必要となります